

告示第3号

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第58条の2第3号の規定に基づき、平成29年度の青森県市町村職員退職手当組合における人事行政の運営等の状況を次のとおり公表する。

平成30年8月31日

青森県市町村職員退職手当組合
組合長 吉田 豊

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 職員の任免の状況

- ①平成29年度採用者数 0人
②平成29年度退職者数 1人（内訳 定年1人）

(2) 職員数の状況

職員数		対前年増減数	主な増減理由
平成29年4月1日	平成30年4月1日		
6人	7人	1人	採用による増

(3) 一般行政職の級別職員数の状況（平成30年4月1日）

区分	標準的な職務内容	職員数（人）	構成比（%）
1級	主事	2	28.55
2級	主事	1	14.30
3級	主任		
4級	係長・課長補佐	2	28.55
5級	課長		
6級	事務局次長	1	14.30
7級	事務局長	1	14.30
計		7	100.0

2 職員の人事評価の状況

平成28年度から、職員の能力および業績を把握した上で行なわれる人事評価制度を本格導入しており、その評価結果を昇給や勤勉手当に反映させるとともに、任用、分限その他人事管理の基礎として活用している。

3 職員の給与の状況

(1) 人件費の状況（一般会計決算）

歳出額（A） 千円	実質収支 千円	人件費（B） 千円	人件費率 （B）／（A）%
9,088,167	2,987,985	55,542	0.61

（注）人件費には、職員に支給された給与のほか、退職手当組合負担金及び共済費等を含みます。

(2) 職員給与費の状況 (一般会計決算)

職員数 A	給 与 費 (千円)				1人当りの給与費 B/A (千円)
	給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
6人	26,837	4,233	10,530	41,600	6,933

(注) 職員手当には、退職手当を含みません。

(3) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額 (平成30年4月1日)

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
一般行政職	45.8歳	320,528円	368,352円

(4) 職員の初任給の状況 (平成30年4月1日)

区 分	当 組 合		国
	大学卒	179,200円	
一般行政職	大学卒	179,200円	179,200円
	高校卒	147,100円	147,100円

(5) 職員手当の状況

①期末手当・勤勉手当 (平成30年4月1日)

当 組 合			国		
区 分	期末手当	勤勉手当	区 分	期末手当	勤勉手当
6月期	1.175月分	0.85月分	6月期	1.225月分	0.9月分
12月期	1.325月分	0.85月分	12月期	1.375月分	0.9月分
計	2.5月分	1.7月分	計	2.6月分	1.8月分
職制上の段階、職務の級等による加算措置 有			職制上の段階、職務の級等による加算措置 有		

②退職手当 (平成30年4月1日)

区 分	当 組 合		国	
	自己都合	応募認定・定年	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	47.709月分	47.709月分	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2~45%加算)		定年前早期退職特例措置 (2~45%加算)	

③時間外勤務手当 (一般会計決算)

支 給 総 額	273千円
職員1人当たり平均支給年額	68千円

④その他の手当 (平成30年4月1日)

手当名	支 給 額 等
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員の職のうちその特殊性に基づき支給 事務局長 59,500円、事務局次長 48,000円、総務課長 32,000円 経理課長 20,500円
扶養手当	扶養親族のある職員に対して支給 配偶者 6,500円 子 10,000円 父母等 6,500円 ※15歳に達する日以後の最初の4月1日から22歳に達する日以後 の最初の3月31日までの間にある子に加算 1人につき 5,000円

住居手当	自ら居住するための住宅を借り受け、月額 12,000 円を超える家賃を支払っている職員に支給 最高 27,000 円
寒冷地手当	毎年 1 1 月から翌年 3 月末での各月に在勤する職員に支給 世帯主で扶養親族のある職員 17,800 円 世帯主で扶養親族のない職員 10,200 円 その他の職員 7,360 円
通勤手当	通勤距離が片道 2 km 以上の職員に支給 交通機関等（電車・バス等）利用者の場合 支給限度額 55,000 円 6 箇月等最長期間の定期代で支給 交通用具（自動車等）利用者の場合 通勤距離に応じ 2,000 円～46,000 円

4 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間の状況

勤務時間	午前 8 時 30 分～午後 5 時（休憩時間を除く。）
休憩時間	午後 0 時～午後 0 時 45 分
週休日	土曜日、日曜日
休日	国民の祝日、12 月 29 日～1 月 3 日

(2) 年次有給休暇の取得状況

区分	内容（日数等）	1 人当たり平均取得日数
年次有給休暇	1 年につき 20 日（前年に未使用日数がある場合は、最大 20 日を翌年へ繰越）	15.6 日

(3) 病気休暇の取得状況

区分	内容（日数等）	取得者数
病気休暇	負傷又は疾病のため療養する必要がある、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合医師が必要と認めた期間	1 人

(4) 主な特別休暇（平成 30 年 4 月 1 日）

休暇の種類	内容（日数等）
選挙等休暇	選挙権その他の公民としての権利を行使する場合 必要と認められる期間
裁判員等休暇	裁判員等として裁判所等へ出頭する場合 必要と認められる期間
骨髄移植等休暇	骨髄移植のための骨髄液の提供希望者として入院等をする場合 必要と認められる期間
ボランティア休暇	職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで社会に貢献する活動を行う場合 5 日の範囲内の期間
結婚休暇	結婚する場合 連続する 7 日の範囲内の期間
産前休暇	8 週間以内に出産する予定である女性職員が申し出た場合 出産の日までの申し出た期間
産後休暇	女性職員が出産した場合 出産の日の翌日から 8 週間を経過する日までの期間
育児休暇	生後満 1 年 6 月に達しない子を育てるため女性職員が申し出た場合又は男性職員が生後 1 年 6 月に達しない子を育てる場合 1 日 2 回それぞれ 60 分以内の申し出た期間

生理休暇	生理日において勤務することが著しく困難であると女性職員が申し出た場合 申し出た必要な期間
配偶者出産休暇	妻が出産する場合 3日の範囲内の期間
服忌休暇	親族の喪に服する場合 親族に応じ定める連続する日数の範囲内の期間
祭日休暇	父母、配偶者及び子の追悼のための特別な行事を行い又はこれに参加する場合 1日の範囲内の期間
夏季休暇	夏季における盆等の諸行事を行い若しくはこれに参加し、又は心身の健康の維持及び増進若しくは家庭生活の充実を図る場合 7月から9月までの期間における原則として連続する3日の範囲内の期間
住居復旧休暇	地震、水害、火災その他の災害により職員の現住居が滅失し、又は破損した場合 必要と認められる期間
出勤困難休暇	地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難である場合 必要と認められる期間
危険回避休暇	地震、水害、火災その他の災害時において、職員が退勤途上における身体の危険を回避する場合 必要と認められる期間

(5) 介護休暇の取得状況

区分	内容(日数等)	取得者数
介護休暇	配偶者等で負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むために支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合 6月の期間内で必要な期間	0人

(6) 育児休業等の取得状況

育児休業 3歳未満の子を養育するため一定期間休業することができる。

部分休業 小学校就学前の子を養育するため、1日の勤務時間のうち2時間を超えない範囲内で勤務しないことができる。

育児短時間勤務 小学校就学前の子を養育するため、週20時間～25時間の勤務時間を選択できる。

区分	育児休業	部分休業	育児短時間勤務
男性職員	0人	0人	0人
女性職員	0人	0人	0人

5 職員の分限及び懲戒処分状況

(1) 分限処分者数

職員が一定の事由に該当する場合には、地方公務員法第27条及び第28条の規定に基づいて行った分限処分 (人)

処分事由	降給	降任	休職	免職	合計
勤務成績が良くない場合	0	0	0	0	0
心身の故障の場合	0	0	0	0	0
職に必要な適格性を欠く場合	0	0	0	0	0
職制、定数の改廃等により廃職又は過員を生じた場合	0	0	0	0	0
刑事事件に関し起訴された場合	0	0	0	0	0
条例で定める事由による場合	0	0	0	0	0
合計	0	0	0	0	0

(2) 懲戒処分者数

職員が一定の事由に該当する場合に、地方公務員法第 29 条の規定に基づいて行った懲戒処分
(人)

処 分 事 由	戒告	減給	停職	免職	合 計
法令に違反した場合	0	0	0	0	0
職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合	0	0	0	0	0
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合	0	0	0	0	0
合 計	0	0	0	0	0

6 職員のサービスの状況

職員の職務上の義務として、法令及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限、争議行為等の禁止、営利企業等の従事制限があります。平成 29 年度においてこれらに違反する事例はありませんでした。

7 職員の研修の状況

- (1) 青森県が主催する市町村職員研修
- (2) 青森県町村会、青森県市町村職員共済組合が行う業務に関する職員事務研修
- (3) 北海道・東北六縣市町村職員退職手当組合協議会、東日本市町村職員退職手当組合研究会、全国退職手当組合退職手当制度研究会及び全国退職手当組合協議会が主催する退職手当業務に関する研修

8 職員の退職管理の状況

地方公務員の退職管理の適正を確保するため、職員の退職管理に関する条例を制定し、営利企業等に再就職した元職員による現職職員への働きかけに対する規制や、課長級以上の役職であった者について、離職後 2 年間、再就職状況の届出を義務付けています。(該当者なし。)

9 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 健康診断の実施状況

区 分	受診者数
定期健康診断	6 人

(2) 公務災害及び通勤災害の認定の状況

災害区分	認定件数
公 務 災 害	0 件
通 勤 災 害	0 件
合 計	0 件

(3) 青森県人事委員会の業務の状況

給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求の状況	新たな措置要求 なし 係属事案 なし
不利益処分についての不服申立ての状況	新たな不服申立て なし 係属事案 なし